

令和2年度

千葉県富田都市農業交流センター
事業計画書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

令和2年3月

富田町管理運営組合

| | | |
|-----|-----------------|---|
| 1 | 管理運営の基本的考え方 | 1 |
| (1) | 管理運営の方針 | 1 |
| (2) | 実施期間 | 1 |
| (3) | 遵守する法令等 | 1 |
| 2 | 施設の維持管理の考え方 | 1 |
| (1) | 建築物の保守管理計画 | 1 |
| (2) | 清掃管理計画 | 2 |
| (3) | 設備機器の管理計画 | 2 |
| (4) | 備品管理計画 | 2 |
| (5) | 駐車場の管理計画 | 3 |
| (6) | 建築物の警備計画 | 3 |
| (7) | 植栽維持管理計画 | 3 |
| (8) | 園内維持管理計画 | 4 |
| (9) | 廃棄物処理計画 | 4 |
| 3 | 施設の利用条件 | 5 |
| (1) | 開館時間及び休館日の設定内容 | 5 |
| (2) | 利用料金の設定内容 | 5 |
| (3) | 利用料金の減免内容 | 5 |
| (4) | 施設の利用手続き | 5 |
| (5) | 施設の利用促進 | 5 |
| 4 | 事件等の防止措置と緊急時の対応 | 6 |
| (1) | 防災・防犯体制 | 6 |
| (2) | 緊急時の体制・対応 | 6 |
| 5 | 個人情報の保護と情報の公開 | 6 |
| (1) | 個人情報保護への対応 | 6 |
| (2) | 情報の公開への対応 | 6 |
| 6 | モニタリング、利益の還元 | 7 |
| (1) | モニタリングの考え方 | 7 |
| (2) | 利用者の苦情と対応 | 7 |
| (3) | 利益の還元 | 7 |
| 7 | 組織及び職員の配置等 | 7 |
| (1) | 管理運営に係る組織 | 7 |
| (2) | 職員の雇用等の考え方 | 7 |
| (3) | 職員の職種等 | 7 |
| (4) | 人員育成と管理能力向上 | 7 |
| 8 | 市内産業振興と雇用への配慮 | 8 |
| (1) | 市内業者の登用の考え方 | 8 |
| (2) | 市内雇用の考え方 | 8 |
| (3) | 障害者市内雇用の考え方 | 8 |
| 9 | 自主事業 | 8 |
| (1) | 体験農園 | 8 |
| (2) | 収穫オーナー制 | 8 |
| (3) | 果樹の収穫 | 8 |
| (4) | 農産物直売 | 8 |
| (5) | コスモスまつり | 8 |
| (6) | イオン農場 | 8 |

| | |
|--------------|---|
| (7) 研修室の活用 | 8 |
| (8) 加工室の活用 | 9 |
| (9) 自然観察会 | 9 |
| (10) イベントの実施 | 9 |

1 管理運営の基本的考え方

(1) 管理運営の方針

千葉市富田都市農業交流センター（以下「本施設」という。）は、「都市部と農村部の交流を図るとともに、農業の振興と地域の活性化に寄与する」ことを目的に整備された施設と認識している。

このことから、富田町管理運営組合（以下「組合」という。）は、農地や森林などの地域資源を活用しながら、「千葉市富田都市農業交流センター」を都市と農村の交流拠点として捉え、農業の振興、地域の活性化が図れるよう管理運営に取り組んでいく。

(2) 実施期間

本事業計画の期間は本施設の指定管理指定期間である平成29年4月1日から令和4年3月31日までの5年間とし、毎年前年の結果を踏まえ年度事業計画書を策定することとする。

(3) 遵守する法令等

指定管理者として本施設の管理運営にあたり、以下の法令等を遵守し、実施するものとする。

ア. 千葉市都市農業交流センター設置管理条例（平成18年千葉市条例第55号）

イ. 千葉市都市農業交流センター管理規則（平成18年千葉市規則第78号）

ウ. 千葉市富田都市農業交流センターの管理運営に関する基本協定書

エ. 千葉市富田都市農業交流センター管理運営の基準

オ. その他、関連する法令

2 施設の維持管理の考え方

(1) 建築物の保守管理計画

日常点検として、目視による点検を実施する。

月1回定期点検を実施する。

修繕等が必要な箇所は、適切に対応するとともに（修繕、交換等）、報告書（写真を添付）を市へ提出する。

(2) 清掃管理計画

下記の内容にて行なう。(定期清掃は業者委託)

| 設備 | 内容 | 期間及び期日 |
|------|--|--------|
| 日常清掃 | 床の掃除機がけ 汚れがひどい場合は、モップがけもしくは、雑巾がけ 紙くず入れの内容物の処理 ドアの拭き掃除 机の拭き掃除 ガラスの拭き上げ トイレの清掃 洗面台の清掃及び鏡磨き トイレトーパー等の消耗品の補充 汚物入れの内容物処理、容器洗浄 畳清掃 備品等の除塵 その他必要箇所の清掃 | 週2回 |
| 定期清掃 | カーベットの洗浄 床のワックスがけ 高所の除塵作業 蛍光灯の清掃 燻蒸作業 | 年2回 |

(3) 設備機器の管理計画

下記の内容について、専門業者に委託する。

| 業務名 | 業務内容 | 点検回数 |
|----------|---|-----------------------------------|
| 水道設備保守点検 | 水道給水装置及びそれらに関する設備の保守点検、滅菌装置への葉液補充。受水槽清掃。水質検査(簡易9項目+2項目) | 保守点検 月1回 受水槽清掃 年1回 水質検査 年1回 |
| 消防設備保守点検 | 現在設置されている消防設備の保守点検を行なう。 | 機器点検 年1回 総合点検 年1回 |

(4) 備品管理計画

本施設に置かれるすべての備品について、備品台帳を作成し、1年に一度所在や市の備品に貼付している備品シールの確認を行うなど、備品管理を確実に行うこととする。備品台帳に記載する事項は品名、数量、メーカー名、商品の記号、購入日、金額などとする。

(5) 駐車場の管理計画

駐車場、トイレ・休憩所の保守管理

| 種別 | 内容 | 期間 |
|---------|---|-----------------------|
| トイレ・休憩所 | トイレの清掃 トイレットペーパー等の消耗品の補充 床清掃 テーブル等の除塵 汚れがひどい場合は、水拭による清掃 | 週2回 |
| 駐車場 | 生垣等刈込み ごみ拾い 駐車場内整理 点検 | 年1回 適宜 適宜 適宜 |

(6) 建築物の警備計画

警備業務は、外部委託により行う。

| 種別 | 内容 | 警備期間 |
|---------|-------------|---|
| 夜間等機械警備 | 警備システムの維持管理 | 4月1日～3月31日 毎日：午後5時～翌朝9時 休館日：午前9時～午後5時 |

(7) 植栽維持管理計画

園内の植栽等の維持管理は、下記の内容で実施する。

| 種別 | 内容 | 期間 |
|--------------------|--|----------------------------------|
| ハス池 | 除草作業 ・空き缶等のゴミを取り除く ・土砂の撤去 ・親水護岸の清掃 ・ほうき等によりウッドデッキを清掃 | 適宜 7月、10月 適宜 適宜 |
| 花壇 (コスモス、ポピーほか) | 季節の花畑 ・草取り ・種まき ・かん水 つつじ ・剪定 ・草刈り | 適宜 夏、秋 適宜 年1回 適宜 |
| シバザクラ | シバザクラ ・草取り ・刈りこみ ・苗の植え付け ・かん水 | 適宜 5月下旬 3月、10月 7月から9月 |

| | | |
|----|--|-----------------------|
| 芝地 | <ul style="list-style-type: none"> ・芝刈り ・草取り ・かん水 | 7月から10月 適宜 夏、適宜 |
|----|--|-----------------------|

※別途作成する施工計画の内容については、市の指示を受け作成します。

(8) 園内維持管理計画

園内の見回りを1日1回実施し、必要に応じて適宜、ゴミ拾い・草刈り・清掃などを行う。

(9) 廃棄物処理計画

本施設で発生した廃棄物は、適正に収集・分別を行い、適正な廃棄物処理業者に処分を委託する。

3 施設の利用条件

(1) 開館時間及び休館日の設定内容

開館時間及び休館日については、下記のとおりとする。

- ・地域農業活動拠点施設

開館時間：午前9時から午後5時まで

休館日：月曜日（祝日の場合は翌日）及び年末年始

- ・地域農業活動拠点施設以外については、通年24時間開放とする。

(2) 利用料金の設定内容

本施設の利用料金については、「千葉市都市農業交流センター設置管理条例」第11条で定める上限額とする。

(3) 利用料金の減免内容

本施設の利用料金の免除及び減免については、「千葉市都市農業交流センターに関わる施設利用料の取扱要領」による。

全額免除

- ・国及び地方公共団体が、公用若しくは、公共事業の目的で使用する場合
- ・公の施策等の普及宣伝活動等のため行われる講演会等（選挙を除く）を実施する場合
- ・学校等が、校外事業等に使用する場合
- ・国及び地方公共団体が主催する行事を実施する場合
- ・その他上記に準ずると認められる場合

5割減免

- ・農業団体が、研修会等農林業の振興を図るため使用する場合
- ・障害者等が社会参加活動のために使用する場合
- ・その他上記に準ずると認められる場合

(4) 施設の利用手続き

施設の利用手続きについては、「千葉市都市農業交流センター管理規則」に基づき、適正に業務を実施する。

(5) 施設の利用促進

本施設の利用促進を図るため、積極的かつ効果的に広報、宣伝を行う。

4 事件等の防止措置と緊急時の対応

(1) 防災・防犯体制

常に防災・防犯に注意を払い、安全管理について職員に周知徹底を図り、事故防止に努める。

施設内の事故に対応するため、損害賠償責任保険に加入する。

(2) 緊急時の体制・対応

災害等の緊急時において、利用者の避難、誘導、安全確保、及び必要な通報等、適切に対応するとともに、対応マニュアルを作成し非常時に備える。

災害などの発生に対応するため、必要な最低限の資材等を用意しておく。

5 個人情報の保護と情報の公開

(1) 個人情報保護への対応

個人情報は、千葉県個人情報保護条例を遵守し、千葉県富田都市農業交流センター個人情報保護規程に基づき、個人情報保護について適正に対応する。

(2) 情報の公開への対応

情報公開への対応は、千葉県情報公開条例、千葉県指定管理者情報公開規程を遵守し、千葉県富田都市農業交流センター情報公開規程に基づき、公開対象となる情報に関する開示請求等に、適切に対応する。

本施設の管理運営に関する情報は、ホームページやインターネットを活用し、市民に情報を提供する。

6 モニタリング、利益の還元

(1) モニタリングの考え方

本施設の管理や提供するサービスの評価について、来場者や自主事業参加者に対して、アンケート用紙による調査や聞き取り調査を実施する。

来場者の多くは、駐車場から直接場内を散策するため地域農業活動拠点施設と駐車場の休憩所にアンケート用紙・回収箱を設置してアンケートの回収数の増加に努める。

アンケートによる意見や要望などを集計・分析して市に報告するとともに、これらを反映した来場者へのサービス向上に努める。

(2) 利用者の苦情と対応

利用者からの苦情等については、速やかに対応し、改善が必要な事項は市と協議して改善する。

(3) 利益の還元

利益が生じた場合には、翌年度において市民サービスの向上に資する指定管理事業の拡充または、新規自主事業の創設や既存事業の充実を実施することにより還元する。

7 組織及び職員の配置等

(1) 管理運営に係る組織

センター長 → 職員
1名 3名

* 勤務体制は、1日3名を原則とする。

* 園内維持管理業務は園内スタッフ12人が実施。

(2) 職員の雇用等の考え方

職員は、原則として富田町在住の者とする。

(3) 職員の職種等

| | |
|--------------|-----------|
| センター長（業務責任者） | 施設管理運営の総括 |
| 職員 | 経理庶務、自主事業 |
| 園内スタッフ | 園内管理、自主事業 |

(4) 人員育成と管理能力向上

毎月1回、職員会議を開催して来場者への対応や担当業務について話し合い、接遇や業務水準の向上を図る。

8 市内産業振興と雇用への配慮

(1) 市内業者の登用の考え方

本施設の管理運営に伴う、再委託や資材購入等は、可能な限り市内業者と契約するとともに、緊急時を考慮し、他の近隣業者をリストアップし迅速な対応に努める。

(2) 市内雇用の考え方

本施設の管理運営に係る労働力の確保は、職員と同様に地域（富田町）住民を優先に雇用することを基本にする。

(3) 障害者市内雇用の考え方

富田町隣接地域に、障害者就労継続支援事業所があり、交流センターの維持管理作業について施設と協議し、雇用に努める。

9 自主事業

本施設及び周辺の農地を活用し、農業体験や農産物のオーナー制度のほか、地元の新鮮な野菜の販売、自然観察会等のイベントを自主事業として、市と協議し実施するものである。

(1) 体験農園

1区画40㎡程度で、年間を通じて18種類の野菜の作付け、収穫等を体験する。

(2) 収穫オーナー制

ジャガイモ・枝豆・落花生・サツマイモの収穫体験を行う。

(3) 果樹の収穫

ブルーベリーの収穫

(4) 農産物直売

地元産の農産物の販売

(5) コスモスまつり

コスモスまつり実行委員会を設置してコスモスまつりを実施

(6) イオン農場

子供達で構成するチアーズクラブと連携した農業体験を開催

(7) 研修室の活用

シバザクラやコスモスの開花時期のイベントや自然観察会の実施

(8) 加工室の活用

加工室を活用し、地元農産物の加工販売を行う

(9) 自然観察会

平成28年度に植樹した落葉樹の森を整備し、バードウォッチング等の観察会を実施

(10) イベントの実施

都市部と農村部の交流及び、施設のPRとなるイベントを開催する。